

# 標準旅行業約款（募集型企画旅行契約）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

## 第1章 総 則

### （適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は規則に確立されたものによります。

2 当社が旅行者と、かつて、旅行者との間に締結した契約で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

### （用語の定義）

第2条 この約款は「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行地及び日程、旅行者に提供を受けることができる運送は宿泊のサービスの内容並びに旅行者に対する手配によって旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにて実施する旅行をいいます。

2 「国内旅行」は、本邦内の旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3 この部で「用通契約」とは、当社が、当社又は他の募集型企画旅行会社を通じて販売する社が提供するクレジットカード会員（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電信、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込を受けた際の募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金に係る債務又は債務を、当該債務又は債務を履行される旨を日付を記載して、旅行者に通知するものとします。

4 「手配（旅行代理）」は、本邦内の旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

5 この部で「カード会員」とは、旅行者は又は社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は債務を履行すべき日までいます。

6 「旅券（約款）」は、旅行者が当社に提出する旅行のための旅券のことをいいます。

第3条 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定めた旅行行程に従って、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

### （手配（旅行代理））

第4条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行せざることがあります。

## 第2章 契約の締結

### （契約の申込み）

第5条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に定めた事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2 当社は、申込書に記載した事項と、旅行者が、前項の規定にかかわらず、申込みをしてある募集型企画旅行会社の名稱、旅行者その他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。

3 第1項の申込金は、旅行代金又は取消料等に付随する料金の一部として取り扱います。

4 募集型企画旅行の旅費に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出でください。このとき、当社は可能な範囲内にこれに対応します。

5 前項の申込に基づき、当社が旅行者ために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担となります。

### （電子申込みによる申込み）

第6条 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の申込みを受け付けています。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社に予約の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第1項又は第2項の定めるところにより、当社に申込書と申込金又は申込番号を通知しなければなりません。

2 前項の定めたところにより申込書と申込金の提出があったとき又は会員番号等の通知があつたときは、募集型企画旅行契約の顧客の顧客は、当該予約の受付の順位によることになります。

3 旅行者が第1項の期間中に申込書と提出しない場合は又は会員番号等を通知しない場合は、当社は、予約をなさなかったものとして取り扱います。

### （契約の締結の指合）

第7条 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

（1）当社からあらかじめ表示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。

（2）応募者数等が募集定数に達したとき。

（3）旅行者が旅行会社に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

（4）通信契約の締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である、又は、旅行者が旅行会社に債務を負うる部会員の全部を提携会社の会員登録料によって支拂っておらずとき。

（5）旅行者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の社会的勢力であると認めらるべきとき。

（6）旅行者が、当社に對して過度的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はそれに準じる行為をして旅行を妨げたとき。

（7）旅行者が、旅券を偽造し、偽装する用に若しくは暴力を用いて当社の旅券を毀損し若しくは当社の旅券を偽造し、偽装する用に暴力によって旅行を妨げたとき。

（8）その他社会的業務の部屋があるとき。

### （契約の成立時期）

第8条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時で成立るものとします。

2 通契約の締結の際は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到着した時に成立するものとします。

### （契約書面）

第9条 当社は、前項の定めによる契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行会社及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。

2 当社が募集型企画旅行契約に付随する手配とし旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

### （契約書面の記載）

第10条 第1項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名稱及び運送機関の各名称に附記して、当社が契約書面に付記して、旅行開始前の前日（旅行開始日の前日から起算してかかるのとて7日目）に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日までの契約書面に定めた日までに、これらが確定次第に記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。

2 前項の規定によつて、手配の確認と希望の旅行日程に合意をなしたときは、当該手配の確認と希望の旅行日程に記載するところによります。

3 第1項の確定書面を交付した場合には、前項第2項の規定により当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

### （情報収集の技術を利用する方法）

第11条 当社は、あらかじめ旅行者の条件を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするとき、旅行者に対する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行会社及び当社の責任に関する事項を記載した書面、又は確定書面に付記して、情報収集のための旅券を利用する機関等に記載する用紙によつて（以下「記載事項」といいます。）を記載し、旅行者に提供します。

2 前項の規定によつて、旅行会社の用紙による機関等に記載する用紙によつて（以下「記載用紙」といいます。）を記載し、旅行者に提供します。

3 第1項の確定書面を交付した場合には、前項第2項の規定により当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

### （旅券の発行の要領）

第12条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する日程までに、当社に対し、契約書面に記載する旅券の旅行代金を支払わなければなりません。

2 通契約が締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名をして契約書面に記載する旅券の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立とします。

## 第3章 契約の変更

### （契約の変容の要領）

第13条 当社は、天災地変、戦争、暴動、連絡、宿泊機関等の旅行サービスの中止、官公署の命令、当社の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社とし得しない事由が生じた場合においては、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかにその原因と得られないものである旨及び当該事由の因果関係を説明して、旅行者に、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「下りて置く」といいます。）を変更するに至ります。

（旅券の発行の要領）

第14条 募集型企画旅行を実施するに当り利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下各条において「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集に示された時点において有効なものとして公示されてゐる運送機関の運賃に超えて、運送機関が運賃を超過し又は減額された場合にあっては、旅行者に支払われる料金の額を増額するときは、前項の規定による運送機関の運賃を増額し、又は減少することができます。

2 当社は、前項の定める適用運賃・料金の減額されることは、同項の規定によるところにあります。

3 当社は、第一項の定める適用運賃・料金の減額されることは、同項の規定によるところにあります。

4 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

5 当社は、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供その他の当社とし得ない場合に、旅行者に支払われる料金の額を増額するときは、前項の規定によるところにあります。

6 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

7 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

8 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

9 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

10 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

11 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

12 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

13 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

14 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

15 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

16 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

17 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

18 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

19 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

20 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

21 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

22 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

23 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

24 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

25 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

26 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

27 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

28 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

29 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

30 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

31 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

32 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

33 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

34 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

35 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

36 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

37 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

38 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

39 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

40 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

41 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

42 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

43 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

44 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

45 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

46 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

47 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

48 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

49 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

50 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

51 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

52 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

53 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

54 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

55 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

56 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

57 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

58 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

59 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

60 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

61 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

62 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

63 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

64 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

65 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

66 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

67 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

68 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

69 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

70 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

71 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

72 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

73 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

74 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

75 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

76 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

77 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

78 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

79 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

80 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

81 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

82 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

83 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

84 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

85 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

86 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

87 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

88 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

89 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

90 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

91 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

92 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

93 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

94 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

95 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。

96 旅行者は、前項の規定によつて運送機器に搭載された旅券の旅券料金を支払わなければなりません。